

## 精神障害者の生活と権利擁護

2017年6月18日  
クラブハウスオープンフォーラム

藤井達也(上智大学)

### 今日の内容

- 1.地域社会での生活を阻んできた偏見・差別
- 2.障害のある人の権利獲得過程(吉池毅志)
- 3.差別解消法の概要と現実
- 4.精神障害者の生活と権利擁護

## 1. 地域社会での生活を阻んできた偏見・差別

- 1) 精神障害者の人権を侵害していた隔離・収容主義  
精神科特例という医療における差別も
- 2) 脱施設化から地域ケア・地域生活支援への動向  
脱施設化だけでは不十分であることの認識
- 3) 宇都宮病院事件と精神保健法成立  
精神障害者の人権擁護と社会復帰促進への改革へ

## 4) 偏見・差別と社会復帰施設等の建設反対問題

生活訓練施設や授産施設、グループホーム等への反対

## 5) 他障害との福祉格差という差別

歴史的に発展が遅れた精神障害者福祉

## 6) 就職・アパート入居・結婚等についての偏見・差別

法律における差別(欠格条項)も存在していた

## 2. 障害のある人の権利獲得過程(吉池毅志)

### 1)世界大戦の惨禍と人権の基礎構築

日本国憲法(1947年)、世界人権宣言(1948年)

### 2)世界的な障害者運動のうねり

ノーマライゼーション(1950年代)、自立生活運動(1970年代)、ピープルファースト運動(1973年)など

### 3)障害者の権利宣言と国際的な取り組み

知的障害者の権利宣言(1971年)、障害者の権利宣言(1975年)、国際障害者年(1981年)、国連障害者の十年(1983-1992年)、障害をもつアメリカ人法(1990年)など

### 4)障害概念の変化

国際障害分類(1980年)、国際生活機能分類(2001年)

### 5)障害者権利条約(2006年)

国際人権規約(1966年)から40年経って成立

### 6)日本における権利条約批准に向けての取り組み

障害者権利条約署名(2007年)、障がい者制度改革推進会議(2009年)による権利条約批准のための一連の制度改革、障害者基本法改正(2011年)、障害者虐待防止法施行(2012年)、雇用促進法改正と差別解消法公布(2013年)、精神保健福祉法改正(2013年)、権利条約批准(2014年)、差別解消法・改正雇用促進法施行(2016年)。

## \*「私たち抜きで、私たちのことを決めないで」

国際的な障害者運動の重要性。そして、このスローガンのもとで、権利条約批准の前に、国内法の整備に取り組んだ日本の障害者団体の努力の重要性。1990年の障害をもつアメリカ人法(ADA)が、障害者の差別を禁止したことに、日本の障害者運動は大きな影響を受けた。

しかしながら、日本ではバリアフリーの取り組みは前進してきたが、人権に基づく差別禁止については、なかなか前進しなかった。国際的な権利条約に向けての取り組みで、「私たち抜きで、私たちのことを決めないで」ということが強調され、「障害は人権問題である」ということが主張された。「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」(第1条) 「他の者との平等」や「障害に基づく差別の撤廃」の強調。「個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立の尊重」、「地域社会で生活する平等の権利」等。

## \*日本の「精神障害者権利宣言」

1項 私たち精神障害者は、精神障害者であるまえにひとりの人間である。

2項 私たち精神障害者は精神科病院を含むすべての医療機関から、十分なインフォームド・コンセントに基づいた適切な治療を受ける権利がある。

3項 精神障害者は、生涯にわたり安心して地域で暮らせるよう、老後にいたるまでの地域生活に必要なかつ十分な社会保障を受ける権利がある。

4項 精神障害者においても、自分の個性と能力を生かした仕事を選ぶ自由と権利が等しく保障されなければならない。合理性、妥当性なく、これらが妨げられることがあってはならない。

5項 精神障害者の人権擁護および平等な医療と福祉の実現のため、精神保健福祉法の改正作業には、複数の精神障害者の対等な立場での参加が認められるべきである。

6項 私たち精神障害者に対して行われているいかなる人権侵害も、憲法にうたわれている基本的人権の尊重にてらして改善されなければならない。

7項 医療、社会福祉、また一般的に社会生活における私たち精神障害者に対する一切の差別は、法律によって禁止されなければならない。

8項 私たち精神障害者は、自己決定と自己責任に基づいて発言し、行動する自立した市民である。

(2004年9月3日 NPO法人全国精神障害者団体連合会 全国大会宣言より)

## \*障害者権利条約の条文について

- ・権利条約は、前文と本文50条。
- ・保護の客体から権利の主体へ、障害の医学モデル(個人モデル)から社会モデルへの転換。
- 第1条目的、第2条定義(「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。)

- 第6条障害のある女子、第7条障害のある児童、第8条意識の向上、第9条施設及びサービス等の利用の容易さ、第10条生命に対する権利、第11条危険な状況及び人道上の緊急事態、第12条法律の前にひとしく認められる権利、第13条司法手続きの利用の機会、第14条身体的自由及び安全、第15条拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰からの自由、第16条搾取、暴力及び虐待からの自由、第17条個人をそのままの状態で保護すること、第18条移動の自由及び国籍についての権利、第19条自立した生活及び地域生活への包容(この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。)\*以下の条文は、かなり省略します。

第24条教育(1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。)\*援助付き教育の重要性。

第25条健康(締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。)\*第26条ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション

(締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。)\*第27条労働及び雇用(1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。)\*

第28条相当な生活水準及び社会的な保障(1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食糧、衣類及び住居を含む。)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。)

第30条文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。)、第33条国内における実施及び監視、第34条障害者の権利に関する委員会。以下、省略。

### 3.差別解消法の概要と現実

#### 1)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(差別解消法)の概要

配布プリント参照。

障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」の禁止  
社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の義務  
ただし、障害者からの意思の表明と「過剰な負担」  
でない場合という条件づけがある。

#### 2)雇用については、改正障害者雇用促進法が対応

配布プリント参照。重要な違いを、認識すること。

### 3)不当な差別的取り扱いと合理的配慮の具体例

日弁連が示した具体例(配布資料を参照)

厚生労働省の雇用についての合理的配慮指針事例集

### 4)障害者への差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査

東京都は昨年秋に実施している。自治体で障害者差別禁止条例を実施してきたところでは、具体例が蓄積されつつある。しかし、差別の告発には、告発する障害者の負担があるので、相談・告発できるような工夫が必要になる。

## 4.精神障害者の生活と権利擁護

### 1)精神障害者の地域生活の必要・十分条件

医・食・職・住・遊・友・所得・福祉サービスなど  
自律・自立・共生、自分らしく生きることへの支援

### 2)地域生活を阻んできた人権侵害、偏見・差別

歴史から学ぶことの大切さ

### 3)ファウンテンハウスの実践は、ハウス内ではエンパワメントとハウスの外ではアドボカシー

Fountain House, Columbia University Press, 2013

### 4)日本では、アドボカシーは権利擁護



### \*アハーンとフィッシャー 『自分らしく街でくらす —当事者のやり方』 RAC出版、2004年

- ・当事者たちが調査研究で明らかにしたこと
- 1. 回復した人は一決してあきらめなかった  
回復すると信じる、回復に希望は不可決、自分を信じる、未来に向けて変わる
- 2. 回復した人は一信頼できる人間関係を持っていた  
信頼してくれた人がいた、根気よく寄り添ってくれた人がいた、こころから安心して信頼できる人がいた、体験を分かち合える人がいた、人間的な人、など
- 3. 回復のための技術  
感情のレベルで人とかかわる、セルフ・ケア・テクニック、自分で責任を取る、自分を許す、個人的な目標を設定しそれを達成する、不快な気持ちを表現する
- 4. 回復のためのアイデンティティ  
人間であって、精神病患者ではない、過去の成功を思い起こす、など
- 5. 回復のためのコミュニティ  
仕事はしばしば価値ある社会的役割を獲得するよい方法である、他人を助けると、人生に意味が生まれる

### \*ファウンテンハウスのアドボカシーの説明

- ・コミュニティ・サポートとしてのアドボカシー  
「メンバーが生活する環境への参加のバリアーを取り除く」。ハウス内では、エンパワメント・アプローチ、ハウスの外では、アドボカシー・アプローチ。
- ・メンバーが生産的な市民になる努力を浸食する社会の偏見、政府の政策や規制に対して思い切って意見を述べる。(コロラド州のあるクラブハウスは、州がクラブハウスの予算を削り、刑務所に振り替えようとした時に、メンバーがクラブハウスの必要性を主張し、予算を守った。これは、事前にメンバーたちがアドボカシーの研修を受けていたから可能になった。)

- ・ 過渡的雇用への挑戦は、正当な場所で働くことを社会に示していくというアドボカシーでもあった。
  - ・ 援助付き教育も、重要なアドボカシーである。
  - ・ 精神障害者へのスティグマに対する、アメリカの全国的メディアキャンペーンにおいても、重要な役割を果たした。
  - ・ クラブハウスは、メンバーとともに、社会の偏見・差別に挑戦し、地域社会での暮らしを豊かにしつつ、差別解消にも取り組んで来た。
- \*クラブハウス国際基準は、メンバーにとっての一種の人権宣言であり、それに基づいてアドボカシーにもとめて取り組む。

#### 5)権利擁護について

「権利に関わる法的・政治的な諸問題に関して、個人や仲間がエンパワメントする(支援を活かして、自分で選んだ、自分らしく生きる力を高める)ことを支援する一定の方法や手続きに基づく活動」北野誠一「権利擁護」、佐藤久夫ほか編『障害者と地域生活』中央法規出版、2002年。

- ・ 権利救済アドボカシー(パーソナル(ケース)・アドボカシー)と権利形成・獲得アドボカシー(システム(クラス)アドボカシー)

#### 6)差別解消法や改正雇用促進法を活用した権利救済アドボカシー

理不尽な体験をしたと感じた時に、人権の感覚・視点から見直し、相談・対話すること。人権と社会正義を尊重するソーシャルワーカーに相談すること。差別と認識されたら、公的な相談窓口で「建設的対話」を開始すること。このことに対するアドボカシー活動が必要。活動場所の自治体は、差別禁止条例を制定しているか、公的な相談窓口は明確にされているか。障害者差別解消支援地域協議会が設置されていて、機能しているか。

#### 7)権利形成・獲得アドボカシーに向けて

- ・各自治体で、差別禁止条例を制定して、差別解消法の上乗せや横だしを試みる。
- ・差別解消法の3年後の見直しに向けて取り組む。
- ・自立支援協議会で、必要な社会資源の制度化に取り組む
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設立と活動促進を働きかける
- ・調査研究の活用
- ・啓発活動の推進

8)おわりに

- ・地域社会におけるリカバリーの場所としての  
クラブハウス
- ・大きな社会から排除された精神障害者のソー  
シャルインクルージョンを目的とした活動
- ・ともにコミュニティを形成し、自分たちの生活  
を豊かにし、社会も変えていく